

**「オリンピック・パラリンピック賑わい創出
テイクアウト・デリバリー店舗周知事業業務委託」
受託候補者選定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、「オリンピック・パラリンピック賑わい創出テイクアウト・デリバリー店舗周知事業業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」（以下「実施要綱」という）及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(提案資格)

第2条 本プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルへの参加意向申出書の提出日において、「令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」に入札参加資格審査申請し、営業種目の順位1位に「323 広告」、細目に「C：ウェブ」での申請を行っている者であること。又は提案書を提出した時点で、上記種目において現に申請中であり、受託候補者の特定までに登載が完了している者であること。
- (2) 「令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」における入札参加資格審査申請において、所在地区分を「市内」、「準市内」又は「市外」での申請を行い、規模区分を「中小企業」又は「大企業」で申請を行っている者。又は提案書を提出した時点で、上記区分において現に申請中であり、受託候補者の特定までに登載が完了している者であること。
- (3) 飲食店舗を紹介するホームページを現に運営していること。
- (4) 本事業の類似業務受託実績があること
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていないこと
- (7) 共同事業体（当該業務を共同連携して行うことを目的に、結成した共同体）である場合、次の条件を満たすこと。
 - ア 幹事者を定め、その幹事者は、上記（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）の条件をすべて満たすこと。
 - イ 構成員は上記（2）、（5）、（6）の条件をすべて満たすこと。
 - ウ 幹事者は、全構成員の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した共同事業体の協定書を締結すること。押印する幹事者の印は、契約時に使用するものと同一のものを使用すること。
 - エ 構成員の分担業務が、業務内容により「共同事業体協定書」において明らかであること。
 - オ 「共同事業体」の各構成員は、当該業務について提案を行う他の共同事業体の構成員になつていないこと。また、共同事業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

(審議事項)

第3条 プロポーザルの実施に関する審査は、横浜市経済局第二入札参加資格審査・指名業者選定委

員会（以下、「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

（1）プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル手続及び公募条件の決定
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ プロポーザル関係書類提出要請書（以下「提出要請書」という。）の審査
- エ その他必要と認めるもの

（2）選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 事業を委託する事業者の特定
- ウ プロポーザルの評価結果の通知

（事業期間）

第4条 委託期間は、契約を締結した日から令和3年9月30日までとする。

（参加表明手続）

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

（参加意向申出書の提案資格の確認等）

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たすものであるかを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

（実施の公表）

第7条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該事業の概要等
- （2）プロポーザルの手続
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- （1）当該業務の実施方針
- （2）当該業務の実施内容
- （3）活動実績及び事業の実施体制
- （4）その他当該業務に必要な事項

（評価）

第9条 事業を委託する事業者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）ウェブページ構築に関する評価

- ア 事業目的・業務内容の理解度
 - イ 提案者が現に保有する飲食店を紹介するホームページの認知度について
 - ウ 構築手法について
- (2) ウェブページ運営に関する評価
- ア 掲載する店舗情報の調整について
 - イ 運営及び管理について
 - ウ ウェブページの周知手法について
- (3) 実施体制に関する評価
- ア 類似業務の受託実績について
 - イ 従事スタッフの構成・人数など
- (4) 企業としての取組に関する視点
- 企業としての取組に関しては下記項目を1点の加点とする。
- ア ワークライフバランスに関する取組
 - (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)。
 - (イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)。
 - (ウ) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている。
 - (エ) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている。
 - イ 障害者雇用に関する取組
 - 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)。
 - ウ 健康経営に関する取組
 - 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
- 2 「令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)」において、市内の中小企業として登録されている場合、5点の加点とする。
- ※共同事業体の場合は、一者が市内の中小企業である場合に加算する。
- 3 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。
- 6 評価委員の採点の合計点数が、満点の5分の3以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。
- 7 評価点の合計が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
- (1) 加重項目の合計点が上位の者
 - (2) 加重項目に4点(やや劣る)以下の評価のない者

(プロポーザル評価委員会の設置)

第10条 第3条第2号に定めるプロポーザルの評価にあたっては、オリンピック・パラリンピック

賑わい創出テイクアウト・デリバリー店舗周知事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、委員は次のとおりとする。

委員長 経済局副局長
副委員長 経済局総務課長
委員 経済局企画調整課長
委員 経済局消費経済課長
委員 経済局商業振興課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第 11 条 実施要綱第 11 条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第 12 条 実施要綱第 17 条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の審査)

第 13 条 局業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、局業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に關し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年3月3日から施行する。